

ラーケーション ～体験活動推進日～ 実施要項

1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 内容

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

3 対象

全県立中学校、高等学校及び中等教育学校

4 実施時期

令和6年4月より実施

5 申請方法

保護者等が「体験活動推進日(ラーケーション)届」に必要事項を記入し、原則1週間前までに学校に申請する。

保護者等又は生徒からの学校への計画書及び報告書等の提出は、原則不要とする。

6 その他

(1) 取得前

・原則として体験活動推進日を取得することができない日(期間)は次のとおりとする。

- ①各教科でのテストや学校行事の予定日
- ②欠課時数が1/7を超える教科の授業がある日
- ③3年生は12月まで、1・2年生は2月までに取得すること

・学校の管理下の活動でないことを理解する。

(2) 取得

・指導要録及び調査書における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。

(3) 取得後

・学びの保障については、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。

・場合によっては、報告書等の提出を依頼することもある。